

松阪市民病院
指定管理者業務仕様書

令和6年9月

松阪市民病院 事務部 経営管理課

目 次

1. 指定管理者制度導入の趣旨	1
2. 施設の概要	1
(1) 名称等	1
(2) 建物・施設等	2
(3) 施設の状況	2
3. 指定管理期間	3
4. 管理の基準	3
(1) 診療時間及び休診日	3
(2) 法令等の遵守	3
(3) 環境への配慮	4
(4) ユニバーサルデザインへの配慮	4
5. 指定管理者が行う管理運営業務の範囲	4
(1) 地域医療における役割	4
(2) 市民病院における診療に関する業務	4
(3) 市民病院等の利用に係る料金に関する業務	7
(4) 施設、設備、器具等の維持管理に関する業務	7
(5) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供	8
(6) 松阪市健診センターとの連携	8
(7) その他市又は指定管理者が必要と認める業務	8
6. 運営に関する事項	8
(1) 収入	8
(2) 支出	9
7. 職員の処遇等	9
(1) 再就職を希望する職員の受け入れ	9
(2) 65歳までの雇用確保	9
(3) ライフ・ワーク・バランスの取り組み	9
(4) 研修等の実施	9
(5) 修学資金貸与者及び地域枠推薦者の採用	9
8. 事業計画及び事業報告	10
(1) 事業計画書の作成	10
(2) 事業報告書等の作成	10
(3) 年報の作成	10
(4) モニタリング評価の実施	10
(5) 運営協議会の設置	10
9. 施設・設備・備品等の取扱い	11
(1) 施設及び設備の取扱い	11
(2) 備品（医療機器、什器備品等）の取扱い	11

10. 医療事故等への対応	12
11. リスク分担	12
12. 情報管理	14
(1) 書類等の作成及び保管	14
(2) 情報公開	14
(3) 個人情報の管理	14
(4) 守秘義務	14
13. 第三者への再委託	15
14. 指定管理期間満了前の指定の取り消し等	15
15. 指定管理期間終了時	15
(1) 指定管理期間終了時の引継ぎ	15
(2) 指定管理期間終了時の原状回復	15
16. その他	15

松阪市民病院 指定管理者業務仕様書

松阪市民病院（以下「市民病院」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 指定管理者制度導入の趣旨

松阪市では、急速に進む少子高齢化社会において、当院のような公立病院が地域住民の安心を確保し、今後の医療を取り巻く厳しい環境に対応していくために、病床機能・経営形態等の在り方について検討することを目的に、平成 29 年度及び平成 30 年度～令和元年度の二次にわたって「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会」を設置して議論を行った。その結果、在り方検討委員会より令和 2 年 2 月に出された提言書において、当院の目指す在り方として「地域包括ケア病床を中心とした病院への機能転換」と「市内 2 基幹病院のいずれかによる指定管理者制度の活用が望ましい」と示された。

しかし、その直後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、提言に基づく進捗がないまま約 3 年が経過し、今般の新興感染症対策や「医師の働き方改革」等の新たな課題に対応するため、令和 5 年度に「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会」（以下「在り方検証委員会」という。）を設置し、先の提言の内容について改めて検証を行った。その結果、在り方検証委員会より令和 5 年 9 月に提出された答申書では、先の提言の内容を踏襲し、新たな課題に対しては「市内 2 基幹病院のいずれかに松阪市民病院の一定の高度急性期・急性期機能を集約し、1 組織として強靱な医療提供体制の構築と多様な働き方に対応できる魅力ある職場環境の整備をすべき」と示された。

そこで、市ではこの答申を尊重し、市民病院の回復期機能を中心とした病院への機能転換と、より強靱な医療提供体制の構築に向けた方策として、指定管理者制度を導入するものである。

2. 施設の概要

(1) 名称等

- | | |
|---------|--|
| ① 施設名称 | 松阪市民病院 |
| ② 所在地 | 松阪市殿町 1550 番地 |
| ③ 標榜診療科 | 内科、皮膚科、精神科、泌尿器科、神経内科、産婦人科、循環器内科、眼科、リウマチ科、耳鼻いんこう科、小児科、放射線科、外科、麻酔科、整形外科、リハビリテーション科、形成外科、歯科口腔外科、脳神経外科、呼吸器内科、呼吸器外科、消化器内科、消化器外科、病理診断科、救急科 |
| ④ 病床数 | 328 床（一般病床 326 床、感染症病床 2 床） |
| ⑤ 職員数 | 667 人（令和 6 年 8 月 1 日現在）
内訳：正規職員 504 人、会計年度任用職員 163 人 |

(2) 建物・施設等

① 建物及び構造

建物名称	建築年月	構造
本館	平成7年3月	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階 塔屋2階
旧脳神経外科診療棟 (1階増築)	平成7年5月	鉄筋コンクリート造 地上2階
旧脳神経外科診療棟 (2階増築)	平成20年2月	
新館	平成20年2月	鉄筋コンクリート造 地上3階 塔屋1階

② 延床面積 24,378.60 m²

・本館 (旧脳神経外科診療棟を含む) : 19,905.18 m²

・新館 : 4,473.42 m²

※新館のうち、1階 : 193.00 m²、2階 : 1,372.75 m²は松阪市健診センターが使用。

③ 敷地面積 14,156.50 m²

④ 駐車場 287台

・松阪市駐車場 211台 (うち身障者専用5台、EV充電スタンド設置2台)

※EV充電スタンドは令和6年度中に設置予定。

・市民病院第二駐車場 76台

(3) 施設の状況

区分	本館	新館
地下	中央監視室、電気室、熱源機械室、放射線治療室、厨房、リネン室、解剖室、霊安室	
1階	外来 (内科、呼吸器センター、消化器センター、循環器内科、整形外科)、中央処置室、放射線科、リハビリテーション科、薬局、医事企画課、地域連携課	緩和ケア病棟、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、松阪市健診センター
2階	外来 (神経内科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、眼科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科)、中央検査室、外来化学療法室、人工透析室、医局、経営管理課、売店、カフェ・休憩コーナー	松阪市健診センター
3階	手術室、病棟	病棟
4階	病棟	塔屋 (エレベーター機械室)
5階	病棟	
6階	病棟	
7階	塔屋	
8階	塔屋 (展望室、エレベーター機械室)	

3. 指定管理期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 18 年（2036 年）3 月 31 日までの 10 年間とする。

なお、指定管理期間開始時は原則として現行の機能を継続とし、目途として令和 12 年度（2030 年度）までに、回復期機能を中心とした医療に機能転換するものとする。

4. 管理の基準

（1）診療時間及び休診日

現行の診療時間及び休診日は次のとおりであり、指定管理期間開始後も原則としてこれに合わせるものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、事前に市長の承認を得て変更することができる。

① 診療時間

- ・診療時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- ・受付時間 午前 8 時 15 分から午前 11 時 30 分まで

② 休診日

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

（2）法令等の遵守

指定管理者は、市民病院の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。

- ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- ② 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- ③ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ⑥ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ⑦ 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）
- ⑧ 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）
- ⑨ 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年松阪市規則第 11 号）
- ⑩ 松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）
- ⑪ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑫ 松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）
- ⑬ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑭ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
- ⑮ その他、施設の管理運営に適用される法令等

(3) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行うこと。

(4) ユニバーサルデザインへの配慮

指定管理者は、施設内の人の動線や案内方法について、誰もが使いやすく分かりやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、バリアフリー化にも心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮すること。

5. 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

指定管理者が行う管理運営業務の具体的な内容は、次のとおりとする。なお、指定管理者が必要と認めるときは、事前に市長の承認を得て変更することができる。また、機能転換に向けた管理運営業務の詳細等については、今後市と指定管理者が協議のうえ、決定するものとする。

(1) 地域医療における役割

指定管理者は、在り方検証委員会の答申に基づき、市民病院の指定管理者としての業務の前提として、1組織として強靱な医療提供体制を構築し、多様な働き方に対応できる魅力ある職場環境を整備するとともに、目途として令和12年度（2030年度）までに市民病院の一定の高度急性期・急性期機能を集約し、松阪区域の高度な医療を提供する体制を構築すること。

(2) 市民病院における診療に関する業務

① 診療等に関する業務

市民病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付、会計等すべての業務）。

(ア) 基本的な医療機能

- ・日常的に必要な医療を提供すること。
- ・機能転換までの間は、機能転換に向けての一定の調整を除き、原則として現行の機能を維持すること。
- ・機能転換後は、回復期機能を中心とした医療を提供するものとする。高度急性期・急性期・慢性期・在宅医療等を繋ぐ地域医療のかけ橋となり、地域包括ケアシステムを支えるサブアキュート（急性期に当てはまらない一時的な入院、在宅医療を支える一時的な入院）及びポストアキュート（急性期治療後の自宅復帰に向けた入院）を中心とした回復期の医療を提供すること。実施にあたっては、指定管理者とならない基幹病院をはじめとする地域の医療・介護関係者との連携をさらに強化していくこと。また、指定管理者となる基幹病院が担う高度急性期・急性期医療の受け皿になることだけでなく、今後需要が見込まれる地域からの受入

れ（サブアキュート）機能を充実させること。

- ・機能転換後も、緩和ケア病棟を維持すること。また、市民病院が担う医療体制に必要なとなる一定の急性期病床についても設置すること。
- ・市民ニーズや他の医療機関との連携及び役割分担を踏まえた特色ある医療を実施すること。

（イ）診療科

- ・機能転換までの間は、原則として現行の診療科の維持に努めること。
- ・機能転換後については、現行の診療科を指定管理者となる基幹病院に機能集約又は指定管理者となる基幹病院と機能分化していくものとするが、市民病院では内科、泌尿器科、整形外科、眼科等、高齢者に多い疾病を中心に対応していくための診療科や機能の維持に努めることとし、その他の診療科については指定管理者の申請において提案し、それを受けて市と指定管理者で協議のうえ、決定するものとする。

（ウ）外来診療体制

- ・各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- ・機能転換までの間は、原則として現行の外来診療体制を維持すること。
- ・外来診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。

（エ）入院診療体制

- ・機能転換までの間は、原則として現行の入院診療体制を維持すること。
- ・入院診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。
- ・機能転換後の病床数は、急性期病棟、回復期病棟及び緩和ケア病棟を含めて 150 床以上 200 床未満を想定している。

（オ）看護

- ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- ・機能転換までの間は、原則として、現状の看護配置基準を維持すること。
- ・看護基準・手順が定められていること。
- ・体系的な継続教育を行うこと。

② 政策的医療機能

（ア）救急医療の確保

- ・機能転換までの間は、原則として松阪地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り、救急医療の受入体制を維持すること。ただし、機能転換に向けては、市民病院の救急医療体制を指定管理者となる基幹病院へ段階的に機能集約するものとし、具体的な時期や方法等については、市と指定管理者が協議のうえ、決定するものとする。

（イ）訪問看護事業

- ・現行の訪問看護ステーションを、指定管理期間開始後も継続して運営すること。

（ウ）居宅介護支援事業

- ・現行の居宅介護支援事業所を、指定管理期間開始後も継続して運営すること。

（エ）感染症医療

- ・機能転換までの間は、原則として第二種感染症指定医療機関として、感染症患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供すること。
- ・機能転換後においても、市民病院及び指定管理者となる基幹病院の双方又はいずれかにおいて、現状の感染症医療を維持すること。

(オ) 災害時医療

- ・機能転換までの間は、原則として松阪地域における災害拠点病院として、松阪市地域防災計画、松阪市水防計画、松阪市国民保護計画等に基づき、災害時に想定される重篤な救急患者や透析患者等の受け入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。また、災害医療派遣チーム（DMAT）も継続して運用すること。
- ・機能転換後においても、指定管理者となる基幹病院が災害拠点病院として行う災害医療の一翼を担うこと。

(カ) へき地医療

- ・機能転換までの間は、原則としてへき地医療拠点病院として、へき地等の診療所への代診医派遣や地域医療の維持に貢献すること。
- ・機能転換後においても、指定管理者となる基幹病院がへき地医療拠点病院として行うへき地医療の一翼を担うこと。

③ 高度急性期・急性期・慢性期・在宅医療等を繋ぐ地域医療のかけ橋としての役割

在り方検証委員会の答申書に基づき、指定管理者は地域医療のかけ橋として必要な役割を果たすためのサービス（例えば、病院間シャトルバスの運行や相談窓口の設置等）については、指定管理者の申請において提案し、それを受けて市と指定管理者で協議のうえ、決定するものとする。

④ 医療の質の向上に向けた役割

(ア) 医療における安全管理

- ・医療法第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。
- ・感染対策マニュアルを作成し、院内感染の標準予防策を実施すること。

(イ) 医療倫理に基づく医療の提供

- ・患者中心の医療を行うこと。
- ・患者の請求に応じてカルテを開示すること。
- ・医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

⑤ 地域医療全体の質の向上に向けた役割

患者や市民への地域医療に対する啓発活動や情報提供活動など、地域医療全体の質を向上させる取り組みを行うこと。

⑥ 患者及び来院者へのサービス

指定管理者は、患者及び来院者へのサービスを提供すること。

⑦ 医師、看護師等の人材育成

臨床研修病院（協力型）として、医師の人材育成に取り組むこと。また、学生実習について、積極的に受け入れる体制を整備すること。

(3) 市民病院等の利用に係る料金に関する業務

① 料金の收受等

- ・市民病院の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、收受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とする。
- ・市は地方公営企業法第33条の2の規定により、診断書、証明書等の交付の手数料、訪問看護ステーション事業及び居宅介護支援事業所の利用料金(以下「手数料」という。)の徴収業務を指定管理者に委託する。指定管理者は手数料を市に代わって徴収し、市に納入することとする。市は、納入された手数料収入に相当する金額を指定管理者に支払う。
- ・特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。

② 利用料金及び手数料の決定

- ・利用料金の額は、松阪市民病院使用料及び手数料条例(平成17年松阪市条例第294号)に定める範囲内において、指定管理者が事前に市長の承認を得て定めるものとする。
- ・手数料の額は、松阪市民病院使用料及び手数料条例に定める額とする。ただし、法令等で定められているものはその額とする。

(4) 施設、設備、器具等の維持管理に関する業務

① 施設及び設備の維持管理

- ・指定管理者は、病院の施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、医療等の提供が円滑に行われるように、施設・設備の日常点検、保守及び法定点検等の保守管理業務を行うこと。
- ・施設及び設備に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。詳細については、別項9を参照のこと。
- ・新館の松阪市健診センター部分の維持管理は、原則として松阪市健診センターの指定管理者が行う。ただし、市民病院との共用設備等で、法的に分割しての保守管理等ができないものや分割しての保守管理等が合理的でない場合等については、市、指定管理者及び松阪市健診センターの指定管理者で別途協議するものとする。

② 備品の管理

- ・備品については、備品台帳を作成し、適切な管理を行うこと。
- ・市が所有する医療機器及び備品の故障又は亡失があった場合、及び廃棄については、その旨を直ちに市に報告すること。
- ・備品に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。詳細については、別項9を参照のこと。
- ・指定管理期間終了時には、備品台帳を市に提出すること。

③ 駐車場の管理

- ・病院利用者が利用する駐車場(松阪市駐車場及び市民病院第二駐車場)の管理を行うこと。

(5) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

① 売店の設置

・病院利用者の利便に資するため、売店を設置すること。

② 送迎バスの運行

・市民病院第二駐車場が必要な間は、平日の診療日には、市民病院と市民病院第二駐車場との間で送迎バスを運行すること。

(6) 松阪市健診センターとの連携

松阪市健診センターと協力・連携を行うこと。また、同センターが実施する健診業務のうち一部検査業務について、市又は同センターから受託依頼があった場合は、これに応じること。なお、受託金額については診療報酬と同程度の金額を想定しているが、受託に係る諸条件の詳細については協議するものとする。

(7) その他市又は指定管理者が必要と認める業務

① 管理運営に付随する業務

管理運営に付随する次の業務を適切に実施すること。

- ・病院運営に係る法令に基づく主務官庁への申請・届出
- ・病院運営に係る周辺住民等の苦情、紛争の処理
- ・病院運営に係る廃棄物の処理
- ・患者アンケートの実施

② 市の事業への協力

市の事業において市民病院の協力を必要とする場合は、指定管理者は、指定管理者となる基幹病院も合わせて可能な限り協力を努めること。この場合における市の負担は、協議により定める。

③ その他業務

市民病院において、その他必要と認められる業務については、今後市と指定管理者が協議のうえ、実施するものとする。

6. 運営に関する事項

指定管理者は、指定管理者が行う業務の収入及び市が支払う運営交付金等をもって、市民病院の運営を行うものとする。

(1) 収入

① 利用料金収入

市民病院の利用に係る料金は指定管理者の収入とする。

② 手数料

市は、地方公営企業法第33条の2の規定により手数料の徴収業務を指定管理者に委託する。指定管理者は手数料を市に代わって徴収し、市に納入することとする。市は、納入された手数料収入に相当する金額を指定管理者に支払う。

③ 指定管理料

市は、指定管理者に対し、本業務に対する対価を支払わないものとする。

④ 運営交付金

市は、政策的医療を実施するための費用と地域医療を守るための費用、そして本業務の目的をより効果的に達成するために市が負担することが適切と市が認める経費に相当する額を運営交付金として指定管理者に支払うものとする。各年度の運営交付金の額は、年度協定により定めるものとし、交付にかかる手続き等については、別に定める要綱等によるものとする。なお、市民病院の運営に係る赤字補填又は資金不足を補填するものではない。

(2) 支出

① 管理経費

指定管理者は、上記6.(1)の収入をもって管理経費を賄うものとする。損失は指定管理者の責任によるものとし、市は損失の補填は行わない。

② 指定管理者負担金

松阪市民病院事業会計の各事業年度の減価償却費から長期前受金戻入相当額を控除した額のうち、使用状況に基づく一定割合を指定管理者負担金として市に支払う。

7. 職員の処遇等

(1) 再就職を希望する職員の受け入れ

市民病院を退職し、引き続き再就職を希望する職員については、原則として全員を採用すること。また、職員の処遇等については、今後協議するものとする。

(2) 65歳までの雇用確保

法令等に基づき、65歳までの雇用を確保すること。

(3) ライフ・ワーク・バランスの取り組み

男女ともに、仕事と育児・介護など仕事以外の生活を両立できるよう、生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の観点から子育てや介護等への支援策を講じること。

(4) 研修等の実施

職員の資質の向上を図るため、職員に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

(5) 修学資金貸与者及び地域枠推薦者の採用

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例(平成23年松阪市条例第3号)による修学資金借受人は、原則として採用すること。また、市民病院の地域枠推薦による大学修学中の者については、市民病院で卒業後に採用すること。

8. 事業計画及び事業報告

(1) 事業計画書の作成

指定管理者は、毎年市が指定する期日までに、以下に示す翌事業年度の管理運営業務に係る書類を作成し、市に提出すること。

- ・事業計画書
- ・予算書
- ・設備投資計画書
- ・その他市長が必要と認めるもの

(2) 事業報告書等の作成

指定管理者は、以下に示す書類を作成し、市に提出すること。

① 年次事業報告書

毎事業年度終了後 3 か月以内（指定管理者の指定の取り消しを受けた場合にあっては、市が指定する期日まで）に、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を市に提出すること。事業報告書に記載する内容は、次のとおりとする。

- ・管理業務及び事業の実施状況並びに利用状況
- ・管理運営及び事業実施に係る経営の状況（経費及び利用料金の状況）
- ・施設及び設備の維持管理の状況
- ・その他市が指示する事項

② 月次事業報告書

毎月末日までに、前月分の事業報告書を作成し、市に提出すること。事業報告書に記載する内容は、次のとおりとする。

- ・管理業務及び事業の実施状況並びに利用状況
- ・管理運営及び事業実施に係る経営の状況（経費及び利用料金の状況）
- ・事故等発生状況、要望・苦情処理の状況（件数、内容、回答等）
- ・施設及び設備の維持管理の状況
- ・その他市が指示する事項

(3) 年報の作成

指定管理者は、市民病院の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成すること。年報の内容については、市と指定管理者が協議のうえ、定めるものとする。

(4) モニタリング評価の実施

市は、指定管理者の業務実施状況に関して定期的にモニタリング評価を実施するものとする。モニタリング評価の内容等については、市と指定管理者が協議のうえ、市が定めるものとする。

(5) 運営協議会の設置

市及び指定管理者は、市民病院の運営に関する報告、協議又は調整等を目的として、両者

の代表で構成する運営協議会を設置するものとする。詳細については、市と指定管理者が協議のうえ、定めるものとする。

9. 施設・設備・備品等の取扱い

(1) 施設及び設備の取扱い

① 施設及び設備の維持管理

- ・ 指定管理者は、市の資産である市民病院の土地、建物、設備及び付帯施設について、適切な維持管理を行うこと。

② 施設及び設備の改良、改修及び修繕

- ・ 施設及び設備の改良、改修及び修繕について、法人税法上の取扱いを参考とし、資本的支出に該当する場合は、市と指定管理者が協議のうえ、市が発注し、指定管理者は指定管理者負担金を負担するものとする。
- ・ 上記以外の場合は、市と指定管理者が協議のうえ、指定管理者が発注し、指定管理者がその費用の全額を負担するものとする。

(2) 備品（医療機器、什器備品等）の取扱い

① 備品の維持管理

- ・ 市は、市民病院に属する備品を、指定管理者に貸与する。指定管理者は、指定管理期間中において、備品を常に良好な状態に保つこと。
- ・ 指定管理者は、故意又は過失により備品を毀損・損失した場合は、市との協議により、必要に応じて弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。

② 備品の修繕

- ・ 備品の修繕について、法人税法上の取扱いを参考とし、資本的支出に該当する場合は、市と指定管理者が協議のうえ、市が発注し、指定管理者は指定管理者負担金を負担するものとする。
- ・ 上記以外の場合は、市と指定管理者が協議のうえ、指定管理者が発注し、指定管理者がその費用の全額を負担するものとする。

③ 備品の更新及び新規購入

- ・ 備品の更新及び新規購入について、予定価格が1件あたり1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上となる場合は、市と指定管理者で協議のうえ、指定管理者が発注し、市は購入価格の2分の1を上限に補助を行うものとする。市が補助する金額の総額は、指定管理期間の10年間で合計10億円までとし、各事業年度においては、市が認めた設備投資計画に従い、補助金額を決定する。なお、補助金交付の条件として、市の補助により購入した備品の所有権は指定管理者が有するものとし、市民病院において設置・使用するものとする。また、指定管理期間終了時には、原則として市に譲渡するか、譲渡しない場合においては、指定管理期間終了時点で耐用年数が満了していないものは、市と指定管理者で協議のうえ、当該備品に係る残存価格相当額に補助

率を乗じた額を市に返還するものとする。

- ・ 予定価格が1件あたり1,000万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上となるもので、緊急その他の必要性がある場合は、市と指定管理者の協議のうえ、指定管理者が発注し、指定管理者がその費用の全額を負担することにより行うことができるものとし、その備品の所有権は指定管理者が有する。
- ・ 上記以外のものについては、指定管理者が更新及び新規購入を行うものとし、その備品の所有権は指定管理者が有する。
- ・ 指定管理者が全額を負担して更新及び新規購入した備品について、指定管理期間終了時には、その取扱いについて、市と指定管理者で協議を行うものとする。

④ 備品の廃棄

- ・ 指定管理者は、備品を廃棄する場合は、その旨を直ちに市に報告すること。その費用負担については、市と指定管理者で協議のうえ、決定する。

10. 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は、適切な措置をとるとともに、必要に応じて速やかに市に報告すること。指定管理者は誠意をもって事故の相手方に対応するものとし、相手方に与えた損害に対しては、指定管理者がその責任を負うものとする。

指定管理者は医療事故等賠償責任保険等に加入するなどし、万全な体制を整えること。

11. リスク分担

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりとする。なお、詳細については、協定の締結時に定めるものとする。

項目	内容	リスクの分担	
		市	指定管理者
包括的管理責任	—	○	
必要な資金の確保	—		○
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○

項 目	内 容	リスクの分担	
		市	指定 管理者
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外の税制改正		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減		○
指定管理業務の中止・中断・遅延	市の責任によるもの	○	
	指定管理者の責任によるもの		○
	いずれの責めにも帰しがたいもの	両者の協議	
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
官公署の免許、許可、認可等	申請、届出		○
行政財産の目的外使用許可	申請		○
	許可	○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
	第三者の悪意によるもの等	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損傷		○
	第三者による損傷又は原因の特定が困難な場合	両者の協議	
補助金の交付	申請書類の提出	○	
	申請書類の作成		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・備品（医療機器、 什器備品等）の管理	維持管理・保守		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○
	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	○	
	施設・設備の改良・改修・修繕、備品の修繕・資本的支出に該当する場合	○	負担金
	施設・設備の改良・改修・修繕、備品の修繕・上記以外（資本的支出に該当しない場合）		○
	備品の更新及び新規購入 ・1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上	1/2 補助	○
	備品の更新及び新規購入 ・1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	両者の協議	

項 目	内 容	リスクの分担	
		市	指定 管理者
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	指定管理者が故意又は過失により市民病院を損傷又は滅失		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		○
	施設の瑕疵による損害賠償	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
保険加入	建物総合損害共済	○	
	病院賠償責任保険		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者の協議	
事業終了時の費用	市の事情により期間中途での業務の廃止に伴う撤収費用	○	
	指定管理期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

12. 情報管理

(1) 書類等の作成及び保管

- ① 指定管理者は、施設の運営・管理に関する関係書類に関して簿冊にて管理し、その台帳を整理するとともに、市から報告や実地調査を求められた場合には、速やかに提示し、誠実に対応すること。
- ② 関係書類は、指定管理期間中は、指定管理者において保管し、指定管理期間終了時には、市へ引き継ぐこと。

(2) 情報公開

指定管理者は、管理運営にあたり保有する情報について、松阪市情報公開条例の規定に基づき、積極的な情報公開に努めるとともに、公開等のための必要な措置を講じること。

(3) 個人情報の管理

指定管理者及びその業務に従事する者は、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の保護に必要な措置を講じること。

(4) 守秘義務

指定管理者及びその業務に従事する者は、業務上知り得た情報について、外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定管理者でなくなった場合及びその業務に従事しなくなった場合も同様とする。

13. 第三者への再委託

指定管理者は、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、施設の管理運営業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。なお、業務を再委託する際も、本仕様書等の要件を満たすものとし、事前に市の承認を受けた業務に限る。

14. 指定管理期間満了前の指定の取り消し等

市は、指定管理者が指示に従わない場合又は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めた場合、その指定の取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

15. 指定管理期間終了時

(1) 指定管理期間終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定管理期間終了時には、市又は市が指定する者に対して事務の引継ぎを行うこと。

(2) 指定管理期間終了時の原状回復

指定管理者は、指定管理期間終了時において、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については市と指定管理者が協議のうえ、定めるものとする。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるとき、もしくは災害等の不可抗力により事業を継続できないときは、市の承認により原状回復を不要とする。

16. その他

本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、松阪市と指定管理者が誠意をもって協議し、決定することとする。